

## 平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論

#### II - 3. 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団、スポーツ振興課及び公園管理課に係る外部監査の結果

##### 3-2. 稲毛ヨットハーバーの管理許可に基づく事業の実施について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>②レストラン運営会社の破産について【スポーツ振興財団】（報告書 P101）</p> <p>稲毛ヨットハーバーのレストラン業務を受託していた会社の破産により、スポーツ振興財団では同社に対する債権が総額で262万円貸倒れとなった。</p> <p>同社の破産に至るまで、同社からの支払が遅延し始めてから数か月間督促を行っておらず（書面による督促は一度）、請求書の支払期日は契約で定められた期日より2か月以上遅い期日としていた。同社の支払い遅延は最長で6か月にも及んでいたことから、契約書の解除要件にも該当していたものと考えられる。</p> <p>また、同社が毎月提出していた月間販売実績を日々の経営状況の把握にも利用していれば、より早い段階で滞納債権の増加に対応することができたものと考えられ、契約解除などの対応を早期に行っていれば、多額の貸倒れを発生させることはなかったと考えられる。</p> <p>今後同様の問題に適切に対応するよう、月間販売実績等のデータや実地での営業成績の状況を適時適切に把握する努力を行い、滞納債権が貸倒懸念債権と評価される前に文書により督促や催告等を実施し、早期の債権回収に努力されたい。</p>	<p>現在委託しているレストランから毎日提出される「売上報告書」を基に、月一回の事業者との打合せを実施し、経営状況の確認を行い、対応している。</p> <p>また、経営動向を注視していくとともに、売上歩合収入の支払について延滞が起こらないよう事業者と確認をしている。</p> <p>さらに、延滞が発生した場合は、直接交渉・文書により迅速に督促を実施し、交渉記録・督促文書を基に事務局主導で早期債権回収に努める。</p>

\* 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団は、平成31年4月1日から公益財団法人千葉市スポーツ協会に名称変更した。